

個人情報取扱特記事項（民生児童委員用）

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に係る個人情報については次のとおり取り扱うものとする。

（基本事項）

第1 民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 民生児童委員は、名簿において知り得た情報を正当な理由なく外部に提供してはならない。

2 前項の規定は、民生児童委員が、その職を退いた場合においても同様とする。

（目的外利用の禁止）

第3 民生児童委員は、名簿において知り得た個人情報を正当な理由なく目的外に利用してはならない。

（複写及び複製の制限）

第4 民生児童委員は、原則、名簿を複写及び複製してはならない。避難支援等に関連し、やむを得ず名簿を複写及び複製しなければならない場合は、必要最低限にとどめるものとし、複写及び複製にあたっては複製記録簿に記録しなければならない。

（事故発生時における報告義務）

第5 民生児童委員は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに地区会長に報告し、その指示に従わなければならない。

（提供名簿の返還義務）

第6 民生児童委員は、奈良市福祉部福祉政策課の求めあるときは、速やかに名簿を返還しなければならない。

（個人情報の適正な管理）

第7 民生児童委員は、個人情報の漏えい等がないよう、名簿を適正に管理しなければならない。